

## 農地保全型簡易基盤整備事業採択基準

実施主体	採択基準	事業の種類	事業内容	補助額
10a以上の農業経営面積を有する個人又は団体	1. 農業振興地域内の農用地区域であること。	区画の整理	・農作業の効率を上げるため、面積の小さい農地を集約する事業	事業費の1/2以内の額。ただし10a当り20万円を限度とする。
	2. 基盤整備事業計画がないか実施見込みのないこと。	暗きょ排水	・農作業の効率を上げるため、地下の余剰水を排水する事業	事業費の1/2以内の額。ただし1m当り1,800円(排水路部1,300円)を限度とする。
	3. 年度内完成ができること。	樹木の抜根	・作付する作物の転換をするため、農地に植えられている樹木の根を抜く事業。ただし、果樹を改植する場合を除く。	事業費の1/2以内の額。ただし10a当り5万円を限度とする。
	4. 土捨場として、業者との契約がないこと。	耕作道の新設	・農作業の効率を上げるため、農業機械の運搬及び車両の通行に必要な通路を新設する事業	事業費の1/2以内の額。ただし1m当り3,500円を限度とする。